

作 業 名		賃金又は料金 ()内は前年度との増減		適 用		
人 力 作 業	農繁期作業 田植え・収穫	1,100円 (+ 50円)		1時間当たり		
	一般作業	1,061円 (+ 63円)		〃		
	剪定作業	2,060円 (+ 70円)		〃		
	袋掛け作業	1,061円 (+ 63円)		〃		
動 力 作 業	トラクター耕うん	1回目	12,090円 (+ 130円)	10a当たり	基盤整備して いない田、5a未 満の田及びワラ を入れた場合 は、それぞれ加 算する	
		2回目	10,050円 (+ 110円)			
	すき起こし	11,850円 (+ 120円)		10a当たり		
	代かき作業	10,160円 (+ 160円)		10a当たり		
	田植え機	苗付	43,110円 (+1,920円)	10a当たり (苗箱薬剤代は別途)	※圃場条件・作業の難易・土質・圃場の大小及び燃料費の上昇等により料金を加算する	
		田植えのみ	13,400円 (+ 600円)			
		苗のみ(1箱)	1,210円 (+ 50円)			
		苗運搬費	1,740円 (+ 80円)			
	自脱型コンバイン	ワラ切断	28,500円 (+1,300円)	10a当たり		倒伏、湿田の場 合は20%増し
		ワラ結束	29,540円 (+1,340円)			
	運搬費	2,150円 (+ 70円)				
バインダー	13,660円 (+ 620円)		10a当たり (結束ひも付)			
ハーベスター	11,520円 (+ 520円)		10a当たり(機械1人付)			
バックホー	4,400円		1時間当たり(オペレーター付) (燃料費・運搬費別)			
ワラ切断(カッター)	3,550円		1時間当たり(燃料費別)			
スピードスプレヤー(散布のみ)	3,950円		10a当たり(燃料・薬剤費別)			
乗用草刈機	3,300円		10a当たり(使用料のみ、燃料費別)			

※最低賃金の改定により人力作業の賃金が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金を標準賃金とします。

◎問い合わせ先 商工農林課 農業振興係 ☎82-3111(内線156) 直通75-6207

軽自動車税のお知らせ

納付書は5月中旬にお届けします

軽自動車税は、原動機付自転車(原付バイク)、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を4月1日現在所有している方に対して課税されます。月割りの課税や還付をすることはありません。なお、軽自動車(二輪除く)は初度検査年月(新車登録がされた日)によって年税額が異なりますのでご注意ください。

軽自動車 (家用)	年税額		
	平成27年4月1日以降 に新車新規検査を受け た車両	平成25年4月1日から平 成27年3月31日までに 新車新規検査を受けた車両	平成25年3月31日ま でに新車新規検査を受 けた車両
四輪貨物	5,000円	4,000円	6,000円
四輪乗用	10,800円	7,200円	12,900円

納税通知書が届かない方へ

令和8年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送予定です。5月下旬になってもお手元に届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



車検時における納税証明書について

車検(継続検査)の窓口では、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)による電子確認が導入されており、納税証明書の提示を省略できます。(軽三輪・軽四輪については令和5年1月から、小型二輪については令和7年4月から対象)これにともない、口座振替でお支払いの方へ6月中旬に郵送していた軽自動車税納税証明書の送付を終了しました。

ただし、納付状況の反映には時間がかかりますので、納期限(6月1日)から6月中旬までの間に車検を受ける場合は、納税証明書が必要となる場合があります。その場合は、振替されたことがわかる通帳をお持ちのうえ、税務係窓口までお越しください。

また、納付書によるお支払いの場合は、納付状況の反映に概ね2週間、地方税統一二次元コード(eL-QR)による電子決済の場合は3週間から1か月ほど時間がかかります。納付後すぐに車検を受ける予定の方は、コンビニエンスストアまたは金融機関の窓口で納付し、領収日付印が押された納税証明書をご提示ください。

◎問い合わせ先 総務課 税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206